

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は**都道府県、政令指定都市**（以下、「都道府県等」という。）

精神科病院



【支援対象者】

- (1) 市町村長同意による医療保護入院者であって、本事業による支援を希望する者
- (2) 地域の実態等を踏まえ、(1)と同等に支援が必要として都道府県知事が認め、本事業による支援を希望する者

【精神科病院に入院する方々の状況】

医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすく、

- ・ 孤独感や自尊心の低下
- ・ 日常的な困りごとを誰かに相談することが難しい、支援を受けたいが誰に相談してよいかわからないといった悩みを抱えることがある。

第三者による支援が必要

第三者である訪問支援員が、医療機関外から入院中の患者を訪問し支援

※入院者の求めに応じて、都道府県等が派遣を調整



面会交流、支援
傾聴、生活に関する相談、情報提供等



※2人一組で精神科病院を訪問

都道府県等による選任・派遣

【訪問支援員】

- 都道府県知事が認めた研修を修了した者のうち、都道府県知事が選任した者
- 支援対象者からの求めに応じて、入院中の精神科病院を訪問し、支援対象者の話を誠実かつ熱心に聞く（傾聴）ほか、入院中の生活に関する相談や、支援対象者が困りごとを解消したり、希望する支援を受けるためにはどうすれば良いのかを対象者に情報提供する。

【入院者訪問支援事業のねらい】

医療機関外の第三者が、支援対象者と会話を交わし、支援対象者の話を傾聴することにより、様々な思いを受け止め、対象者が自らの力を発揮できるよう、対象者の立場に立って寄り添うもの。

（留意点）

- ・ 令和6年度より法定事業として位置づけ。（守秘義務等）
- ・ 訪問支援員について、特段の資格等は不要。※研修修了は義務
- ・ 訪問支援員が対象者に代わって対象者の困りごとを解決することや、訪問支援員が医療・介護・障害福祉サービスの利用を調整したりサービスを自ら提供することは、本事業の支援として意図するものではない。

精神科病院に入院している支援対象者の自尊心低下、孤独感、日常の困りごと等の解消が期待される。

新潟県入院者訪問支援事業について

1 事業の進捗状況

時 期	内 容
4～7月	○関係機関への事業説明、協力依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県精神科病院協会 ・ 精神科看護協会新潟県支部 ・ 県精神医療機関協議会 ・ 精神障害者ピアサポート事業委託事業所、大学等 ○厚生労働省の開催する担当者会議（北関東・北陸・信越担当者ブロック会議）への出席
8～10月	○訪問支援員養成研修の開催 【新潟会場】 8/27～28（新潟市主催） 【長岡会場】 9/12, 9/26 【佐渡会場】 10/1 ○新潟市外の病院・市町村への説明会の開催（9/26）
11/6～	○訪問支援員の派遣受付開始

2 訪問支援員について

(1) 養成研修の内容（長岡会場の例）

区分	内 容
講義等 ※講義は厚生労働省作成の動画を活用。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の概要（訪問支援の意義や目的・役割等） ・ 精神医療の現状と課題 ・ 入院している人が体験すること ・ 訪問支援の実践 ・ 訪問支援員が知っておくべき資源 ・ シンポジウム「入院者訪問支援事業の意義と支援員の役割」 県内の精神科病院の院長及び先行自治体で活動している訪問支援員等によるシンポジウム
演習	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループワーク（訪問支援員の役割について） ・ ロールプレイ（実際の訪問場面）

(2) 研修修了者数

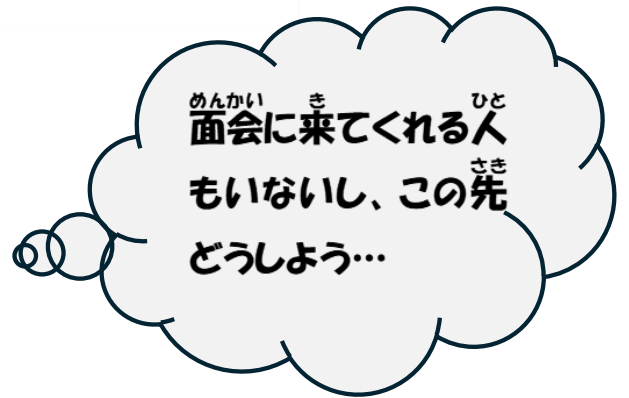
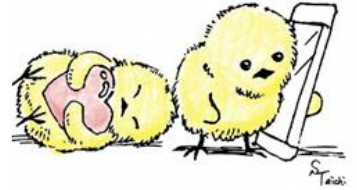
	新潟会場	長岡会場	佐渡会場	計
専門職	7	11	2	20
当事者	4	12	3	19
学生	3	3	0	6
計	14	26	5	45

あなたの"きもち"をきかせてください

にゅういんしゃほうもんし えんじぎょう あんない
～入院者訪問支援事業のご案内～

にゅういんちゅう びょういんしょくいんい がい だれ はな だれ そうだん
入院中、病院職員以外の誰かと話したい、誰かに相談
したいと思ったことはありませんか？

おも
あなたの申し出により、訪問支援員2名が入院先の
びょういん うかが はなし き ひみつ まも
病院に伺い、あなたの話をお聴きします。秘密は守ら
れますので、あんしん はな
れますので、安心してお話してください。



にゅういんしゃほうもんし えんじぎょう 入院者訪問支援事業について

- 利用できる人
 - 市町村長同意で医療保護入院をしている人
 - 家族が遠方にある、家族と疎遠になっている等の理由で、家族との面会交流が難しい人
- 訪問支援員とは
 - 所定の研修を修了し、訪問支援員として選任された人です。
- 訪問支援員ができること・できないこと
 - あなたの気持ちに寄り添って話をお聴きし、必要な情報を提供します。
 - 直接的な支援（例えば、外出の同行、買い物支援、家族との連絡等）はできません。

りよう なが 利用までの流れ

そうだん 相談

- 担当の相談員などの職員に、事業を利用できるかご相談ください。
- 職員に話しづらい人は下記の受付窓口にご電話ください。

うけつけ 受付

- お電話では、ご自分の名前や入院している病院の名前などをお知らせください。
- 確認のため、担当の相談員などに連絡を取る場合があります。

ちようせい 調整

- 訪問の日時や面会場所を調整します。
- 日時や場所が決まったら、相談員などを通じてお知らせします。

ほうもん 訪問

- 当日、時間になりましたら面会場所にお越しください。
- 1回の面会は30分程度の予定です。

うけつけまどぐち 受付窓口

入院者訪問支援事業の利用を希望される場合は、退院後生活環境相談員などの病院職員にお申し出いただくか、以下の窓口にご電話ください。

- 新潟市内**の精神科病院に入院中の人
新潟市こころの健康センター ☎025-232-5580
受付時間：月曜日から金曜日（祝祭日・12/29～1/3を除く）
8時30分～17時15分
- 新潟市外**の精神科病院に入院中の人
新潟県障害福祉課 ☎025-280-5127
受付時間：火曜日と木曜日（祝祭日・12/29～1/3を除く）
13時～16時30分



病院及び市町村の方へ：該当するほうに☑を入れてお渡しください。